

明治・大正期の映像メディアにおける娯楽と教育

—写し絵・幻灯・活動写真—

青山貴子*

The Screen Images as recreational/educational media in Meiji and Taisho Era

; transfer pictures, magic lantern, and kinoscope

Takako AOYAMA

This paper considers the historical relationship between recreation and education, through taking up several screen images in Meiji and Taisho Era; transfer pictures, magic lantern, and kinoscope.

In Meiji Era, with developing of screen technology, the Ministry of Education utilized screen images as a means to educate the public. This policy divaricated slide projection into transfer pictures as recreational media, and magic lantern as educational media.

Meanwhile, in Taisho Era, with a prevalence of kinoscope, National Policy Agency tried to control the "morally unfit" films, and the Ministry of Education tried to reclaim "educationally unfit" films. The education policies gradually shifted from reclaim to exhortation of films. The former policy will be said "educational use of recreation media", and the latter will be said "recreational use of educational media".

Behind these policies are the various statements that tried to specify the essence of recreation and education. Strained relationship between recreation and education identified the social position of screen images.

目次

- I. はじめに
- II. 明治前期～後期の映像メディア
 - A. 娯楽の写し絵と教育の幻灯
 - B. 文部省によるメディア利用—教育幻灯会の開催—
- III. 明治後期～大正期の映像メディア
 - A. 活動写真の登場
 - B. 活動写真と教育政策—規制から奨励へ—
- IV. 娯楽と教育をめぐる言説—権田保之助と橘高広の娯楽教育観を中心に—
- V. おわりに

I. はじめに

本稿の目的は、近代日本の教育制度の成立過程において、民衆の娯楽と教育がどのように結びつけられていったのかを、写し絵から活動写真まで、明治・大正期の映像メディアに焦点を絞って、その系譜を追うなかで検討することにある。

これまで筆者は、「教育的メッセージ」を視覚に訴えながら伝達するメディアをく「視覚教育メディア」と捉える視点から、明治期の教育錦絵や絵双六などを教育史に位置づける試みをおこなってきた¹⁾。そこでは、学校教育における「教具」や「教材」におさまらない、さまざまな「教える」あるいは「学ぶ」ための道具立てを教育的視点から再検討してきたが、以上の問題意識においてく「視覚教育メディア」の射程を人々の生活全般にまで広げるならば、「遊び」や「娯楽」といった生活文化と「教育」との接点をどのように捉えるのかといった問題が浮

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

上してこざるをえない。

とはいえ、それぞれのメディア装置について、何が「教育メディア」で何が「娯楽メディア」であるかを分類すること自体にはあまり意味はない。むしろ問うべきは、「教育」であり「娯楽」であるような装置なり活動なりにおける、両側面の関係のありかたや人々のまなざしであり、そこから生成されてくる「教育」「娯楽」概念の抽出ではないだろうか。〈教育メディア〉という視点は、学校や教材といった、ともすると形式的な教育の枠組みに囚われない「教育」のありようを浮かび上がらせることができるのではないか。本論では以上の問題関心から、メディアにおける「教育」「娯楽」の緊張関係を描き出すことを試みたい。

明治大正期の娯楽については、倉田喜弘や石川弘義らの先行研究²⁾にあるように、講談・寄席・相撲・歌舞伎・落語・芝居・浪花節などさまざまなものが挙げできるが、本稿では以上の問題意識に鑑み、「教育」と「娯楽」の関係性をよりよく浮かび上がらせる目的から、数ある娯楽の中でも特に写し絵・幻灯・活動写真に対象を限定し、これらを「光と影によって映像を映し出す装置＝〈映像メディア〉」の系譜のなかで捉えることとする。暗い空間に人々が集まり光と影によって映し出された映像を眺める経験空間を表出するというメディア特性上の類似がありながらも、受容された時代背景や状況によって、人々にとっての娯楽としての位置づけや教育的利用への捉えられ方がどのように変遷していったのかを把握することを目指す。

本論の構成は以下の通りである。

まず、明治前期から後期における映像メディアとして写し絵と幻灯を取り上げ、両者が「娯楽」的存在や「教育」的存在として人々の生活にどのように位置づいてい

たのかを確認する(Ⅱ-A)。また、そうした映像メディアが文部省を中心とする教育政策においてどのように利用されていたのかを教育幻灯会を事例に探る(Ⅱ-B)。ここでは明治期における「娯楽」の教育的利用の特質を明らかにするとともに、教育であり娯楽であるようなメディアが、人々に果たしていた複層的な機能を浮き彫りにすることを旨とする。

続いて、明治後期から大正期における映像メディアとして、当時日本に移入され急速に広まった活動写真に焦点を当て、幻灯や写し絵からの変遷をたどるとともに(Ⅲ-A)、民衆に圧倒的な人気をもって迎えられた活動写真と教育政策との関わりを、規制から奨励への流れの中で確認する。ここでは、娯楽による風紀の乱れを矯正しようとする「娯楽の教育化」の動きと、娯楽を利用した通俗的な教育を目論む「教育の娯楽化」の動きとが混在しながら、教育政策において活動写真がどのように扱われていったのかを確認する(Ⅲ-B)。

さいごに、活動写真に代表されるような新しいメディアが民衆娯楽として普及・浸透する中で、あらためて生じてきた「娯楽」と「教育」の関係性をめぐる言説を検討し、そうした「娯楽」と「教育」をとりまくメディアに対する議論の中から、その後の社会教育行政に連なる「娯楽」概念および「教育」概念がどのように醸成されていったのかを考察する(Ⅳ)。

Ⅱ. 明治前期～後期の映像メディア

A. 娯楽の写し絵と教育の幻灯

写し絵(関西では「錦絵」と呼ばれた)は、本体(フロ/風呂)・種板(スライド)・レンズ・光源・スクリーンなどからなり、(図1,2)光と影を利用した遊びとして、江戸中期には走馬灯、影絵遊び、覗きからくり(レ

図1：写し絵のフロと種板

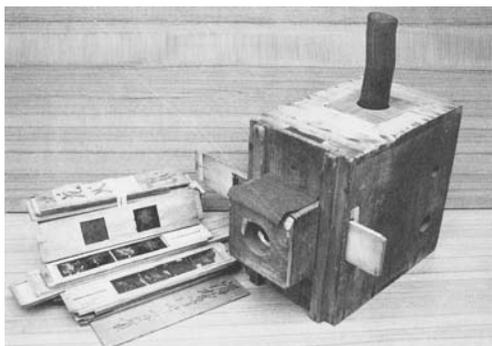
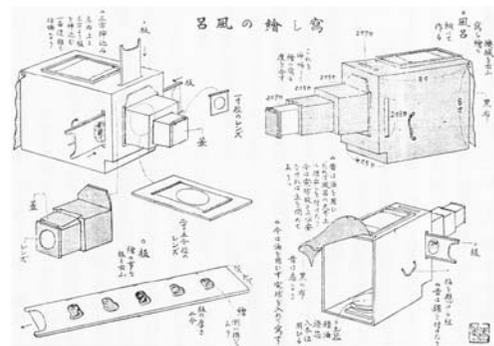


図2：写し絵の構造



(図1,2 出典：山本慶一『江戸の影絵遊び』草思社、1988年、pp146-147.)

ンズを張った穴から中の絵などをのぞいて楽しむ箱形の装置) などとともに、庶民の子どもの身近な玩具や見世物として親しまれていたとされる。写し絵に関する文字史料は多くはないが、例えば幕末の風俗誌である『守貞謾稿』(喜多川守貞著)には写し絵に関する記述として以下のように書かれている。

影画ト号ケテ、小玉板二種ノ画ヲカキ、画ノ周りヲ黒クシ、又風呂ト号ケテ、小筒前二穴ヲ穿チ、玉二重ヲ張り、箱中二灯ヲ点ジ、灯ト玉ヲ張ル間ニ、絵ヲ逆ニ挟ムニ、前ノ玉ニ映ジテ逆ナラズ、同物二三枚ヲ画キ替テ、人物等種々動作アルガ如シ。是亦寄ニ出テ、錢ヲ募ル、専ラ児童ヲ集ム³⁾

上記のような構造をもつ写し絵の装置は、西洋幻灯機であるmagic lanternがオランダを通じて日本に移入されたとされているが、詳しい経緯は不明である。岩本憲児によれば、1760年～90年にかけて日本に登場した西洋幻灯は、類似品・模造品・販売品が出回る中で製法・技法・内容の日本化が進み、写し絵興行として普及したという⁴⁾。

写し絵の演目については、明治期以降に伝わった種板を調査した山本慶一および小林源次郎によると、「忠臣蔵」「石川五右衛門釜煎」「花鳥四季」「名所尽し」「化け物」など多種あるが、おおまかに「自然」「名所」「舞踊」「怪談」「軍記」「伝承」「滑稽」「艶もの」などにわけられる⁵⁾。いずれの演目も語りものが中心で、伝統的な歌舞伎・浄瑠璃・軍記・説教節・講談などからとられた題材が多く、内容としては気晴らし、余興的な要素が強かったといえよう。

一方、江戸時代に日本化した「写し絵」とは別に、明治の初期に新たな経路で移入されたのが「幻灯」(図3)である。幻灯は写し絵と構造はほぼ同様であるが、江戸時代に移入された写し絵は、映写する内容が日本の伝統的な芸能・文化と深く結びついて認識されていたのに対し、幻灯は映写される内容も含めて、写し絵とは異なる装置として改めて日本に移入されることとなった。幻灯の移入については、石井研堂の『明治事物起源』に、文部省官吏である手島精一(1849～1918年)が1874(明治7)年にアメリカ視察からの帰国に際して持ち帰ったとの記述がある⁶⁾。手島精一は沼津藩から派遣された留学生で、帰国後は東京開成学校に勤務、のちに教育博物館長を勤めるなど一貫して教育に携わった人物であり、のちの回想録に「先生が、特に力を盡されたのは、種々なる物品の効用を明らかにし、且つ、これを製造し若くは、製造の方法を教示する點であつた。かくの如きは

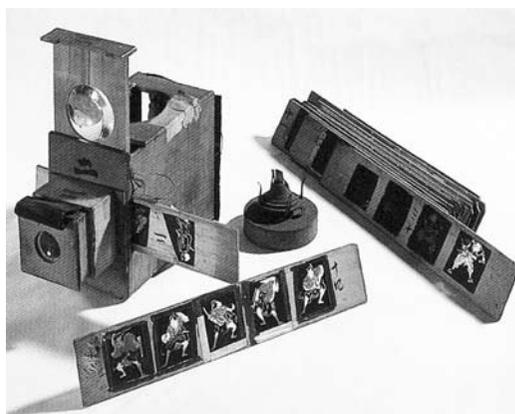
(中略) 一種の工業教育に他ならぬのである⁷⁾と述べているように、幻灯機を持ち帰った目的として当初から教育的利用が明確に意識されていたといえる。『明治事物起源』においても、この頃の幻灯について「教育幻灯のはじまり⁸⁾とみなしており、専ら娯楽の要素の強かった従来の写し絵とは異なる位置づけを与えている。

手島は、1880(明治13)年に各府県の師範学校に奨励して幻灯機を頒布しようとしたが、頒布にあたって、写真業者の鶴淵初蔵と中島待乳(真乳)に製作を依頼している。鶴淵初蔵がスライド販売用に作成したカタログ『教育学術 改良幻灯器械及映画定価表』(鶴淵幻灯舗、明治25年頃)からは当時どのような内容のスライドが販売されていたのかを確認することができる(表1)。

これらのスライドの内容は、天文・物理・医学・生物といった学問を解説するもの、国内外の地理・歴史・風俗を紹介するもの、修身関係のものなどに分類でき、おもに「文明開化」の新知識を伝達する啓蒙的内容と、倫理道徳を説く教化的内容の2本柱で内容が構成されていたことが分かる。これらは学校教育で教授する内容と重複する部分が多く、特にこの中に「幼学綱要」が含まれていることは、当時の学校教育における修身教授との関連が注目される。文部省の依頼を受けて製作したという性格上、これらが学校で使用された可能性も推測されるが、いずれにせよ、学校教育と軌を一にする具体的な教授内容を確認することができる⁹⁾。

なお、「家庭教育、子供ノ教へ方、感化余談、飲酒ノ弊害」などの項目は明らかに成人を対象としたものであり、学校教育制度の成立過程において、幻灯が就学対象とならない(あるいは就学を終えた)大人を対象とする

図3：幻灯機のプロと種板



(出典：岩本憲児『幻燈の世紀 映画前後の視覚文化史』森話社、2002年、口絵)

表1：『教育学術 改良幻灯器械及映画定価表』

組物	天文、物理、自然現象、人身解剖、妊娠解剖、衛生、各国動物、植物、蚕桑病理、蚕体生理、幼学綱要、神代歴史、教学要語、釈迦一代記、曹洞開祖承陽大師之伝
バラ売り	修身、古今歴史、佛教、草花、各国有名人物、万国風俗、古人肖像、日本貴顕、内外婦人肖像、外国著名建築、内外国地理、尾濃震災実況、北海道一般状況、教育衛生修身狂画

『教育学術 改良幻灯器械及映画定価表』（「説明書付きのスライド」）

地理歴史教育、地文地理修身、修身談、欧米教育大家史伝、善悪自動原因結果、家庭教育、子供ノ教へ方、感化余談、飲酒ノ弊害、庭訓三人娘、教訓実録美談、護国美談元寇之役

（岩本憲児『幻灯の世紀 映画前夜の視覚文化史』森話社、2002年、pp.141-142.より作成）

成人教育の教具としても機能していた様子が窺えよう。

明治20年代になると、幻灯を教育教材として活用するための、ハウツー本も種々出てくるようになる。例えば1889（明治22）年の教育品製造会社による『幻灯使用法』では、緒言において、「幻灯ハ我邦従来ノ「ウツシエ」の精巧ナルモノニシテ（中略）細小ナル影像ヲ放大ニ現出シテ之ニヨリテ博物・天文・地質・自然現象・生理・衛生・歴史・修身等ノ演説又ハ講義ヲ為シテ聴聞セシムレバ其裨益大ナルベシ」と紹介し、「殊ニ婦幼又ハ俗人ニ講義ヲ為スニ當テ之ヲ用フルトキハ倦厭ヲ生スルコトナク不識不知其理ヲ會得スルニ至ルヘシ」「学校及家庭ニ於テハ實ニ關クベカラザルノ要具ナリ」と、上映の対象者について「婦幼又ハ俗人」といった識字率の低い集団等を具体的に想定したうえで教育上の効用を解き、幻灯機の使用法について丁寧に説明している¹⁰⁾。使用法については、「先ツ幻灯ヲ函ヨリ出シテ塵埃ヲ拂拭シ…」¹¹⁾と、幻灯を触ったことのない者の使用を想定しており、後述するように、幻灯機の使用が教育幻灯会などで教員などを中心に普及するにつれ、誰でも手軽に使用できる手引きが求められていたのだと推測される。

『幻灯使用法』でも幻灯機の説明において従来の写し絵を引き合いに出しているように、装置の構造としては写し絵と幻灯機は非常に類似しているが、幻灯は写し絵以来の娯楽文化の延長上に位置づきつつも、写し絵とは異なる「教育的」な装置として、意識的に移入された。写し絵と幻灯は、明治末期～大正初期に活動写真が民衆娯楽として広がる際に急速に下火になってゆくことになるが、それまでの時期は内容的に棲み分けをしつつ、映像メディアとしては「娯楽の写し絵」「教育の幻灯」という大きく二つの流れが並行して存在していたといえる（図4）。

B. 文部省によるメディア利用—教育幻灯会の開催—

次に、文部省が幻灯を具体的にどのように教育的に利用していたのかをみていく。幻灯の教育的利用については、社会教育史研究において通俗教育の一形態としてこれまでもしばしば指摘されてきたが、娯楽と教育の関係から改めて注目すべきは、幻灯というメディアが娯楽的要素を呼び物として学校教育理念の普及に利用されていたという点である。

1886（明治19）年に文部大臣森有礼が四つの学校令（小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令）を公布し、近代学校教育制度の基礎を確立しようとするにあたり、義務教育の就学率向上のために父兄に教育とは何か、学校とは何かを理解させる目的から、学校教育、特に義務教育を補完すべきものとして通俗教育が登場した¹²⁾。幻灯会は、当時既に全国的に広がりを見せていた教育会に属する教師たちを中心として、父兄を対象とする通俗教育懇談会（談話会）とともに開催されることが多かった。

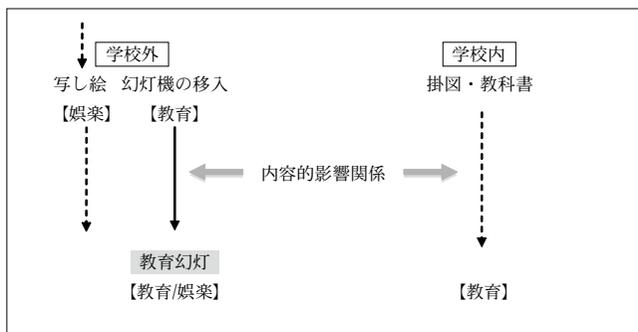
例えば、富山県礪波郡の通俗教育談話会の記録からは当時の談話会における具体的な幻灯の利用状況を窺うことができる。

会場ノ装置ハ（中略）先ツ正面ニハ演壇ヲ備ヘ右側ニハ花瓶左側ニハ幻灯機ヲ据付ケ官吏警察官其他受付等ノ席ヲ設ケ就学児童ヨリ男女ノ席ヲ分チ場内ニハ庶務理場接待ノ三委員ヲ置キ之ヲ整理ス（中略）傍聴人ハ入場中心得ヲ能ク遵守セリ其員数地方ニ依リ多少異ナリト

雖モ概シテ多人数ナリ扱テ一着ニハ其ノ注意ヲ演説シ次ニ幻灯機ヲ使用シ斯ク順次一談話終ル毎ニ幻灯機使用セシハ傍聴人ノ厭忘ヲ恐ルレハナリ¹³⁾

同通俗教育談話会における演説の題目には「児童ヲ欠席セシムルノ害・授業料ヲ怠ルヘカラサルコト・児童ノ学芸ノ復習ハ毎日家内ニテ督促スルコト・体操ノ必用ヲ知ラサル人ニ告ク」¹⁴⁾とある。ここからは、学校や教育

図4：写し絵，幻灯，掛図の関係



についての理解を促す題目が中心となり、その合間に聴衆が飽きないように幻灯を用いていた様子が窺える。「聴衆ハ老若男女都テ校下ノモノニシテ其始メ主トシテ幻灯ヲ観ルカ為メ来ルカ如シ」¹⁵⁾とあるように、幻灯は一種の呼び物としての役割を果たしていたといえる。

先に幻灯スライドの内容が学校教育との関連が強いことを指摘したが、教育幻灯会が父兄を対象とした夜間開催であることに鑑みるに、教育幻灯会は父兄に学校教育の内容を周知させるとともに、就学を奨励する目的が強かったことが窺える。

さらに、松田武雄は通俗懇談会や教育幻灯会について「小学校の就学率が徐々に上昇していく中で、親に対して学校や教育の重要性を通俗的に説くだけでなく、子どもの教育を効果的に行っていくための教師と親との連絡の必要性がしきりに語られる」ようになり、さらに日清戦争を機に国民の愛国心の形成や「尚武教育」を目的とした幻灯会が実施され、国民意識を鼓舞していたと指摘している¹⁶⁾。

実際、『東京府教育会雑誌』には、1895(明治28)年に、日清戦争を題材にした幻灯会について複数記録されている。東多摩郡杉並村では2月11日に「日清戦争教育幻灯会」が実施され、学校生徒や近隣住民700名程が集まったという。当初小学校を開催予定地としていたが参観者が多くなることを見越して神社にて夕方6時から夜12時まで開催された幻灯会は、「天皇陛下万歳海軍陸軍万歳大日本帝国万歳ヲ三唱」するところから始まり、教員らにより日清戦争に至る経緯や戦闘の様子が幻灯を用いられながら説明され、「分捕品」などの図の説明もあったという¹⁷⁾。同年2月2日には、北豊島郡板橋小学校でも「教育衛生幻灯大会」が開催され、生徒・父兄250名程が参加したという。同会では日清戦争についての幻灯スライドとともに、従軍した教員による体験談も話され、父兄懇談会も同時に行われた¹⁸⁾。

以上のように、この時期の通俗教育会においては親へ

の就学奨励から、戦争を支持する国民意識の形成に重点が置かれるようになっていったといえる。教育と娯楽の関係性に注目するならば、幻灯はスライドに写された内容を分かりやすく伝える純粋な教具というよりは、幻灯のもつ娯楽の魅力や、集団体験的な特質を利用して、国民意識の形成といったメタメッセージを伝える教育メディアとして機能していたといえるだろう。描かれた絵や写真そのものの情報を伝達したり鑑賞したりする以上に、集団で見聞きするという共同体験は新聞や雑誌などの紙媒体とは異なるプロパガンダ機能を果たす。

また、「聴衆ハ老若男女都テ校下ノモノニシテ」という記録にみるように、教育幻灯会の多くが小学校で開催されたことは、幻灯会が学校区をまとまりとした地域住民による共同体験であったことを示している。写し絵がもつばら見世物として好奇心に即して鑑賞されるものだったことと比較すると、(教育)幻灯は、識字率の低い人々も含めて、地域社会の連帯感を深める共同体メディアとして機能したともいえるだろう。

Ⅲ. 明治後期～大正期の映像メディア

A. 活動写真の登場

活動写真は、1896(明治29)年に神戸市の高橋新治が輸入した「キネトスコープ」と呼ばれる映像機器を、神戸滞在中の小松宮彰仁親王に見せたものが始まりとされている¹⁹⁾。1897(明治30)年の『風俗画報』「神田錦輝館活動大写真の図」(図5)はよく取り上げられる図であるが、1903(明治36)年に浅草公園の電気館が国内最初の活動写真常設劇場を開設して以降、活動写真は民衆の娯楽として主要な位置を占めるようになる。

当時の民衆娯楽研究者である権田保之助によれば、活動写真(映画)の入場員数は明治40年代に入ってから急増し、1907(明治40)年に347万人、1908(明治41)年に521万人、1909(明治42)年には731万人、1912(大正元)年には1277万人を記録している²⁰⁾。また、文部省

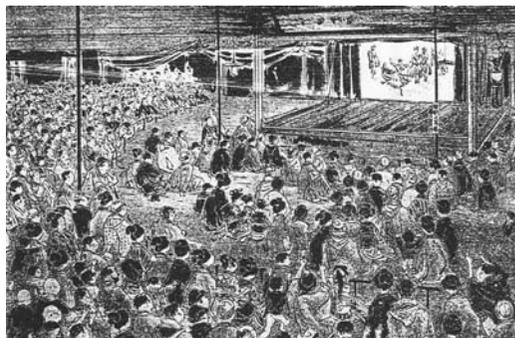
普通学務局第四課が大正10年に実施した第一回全国民衆娯楽調査によれば、各府県の都会部における興行物のなかで、「活動写真」は他の娯楽を圧倒して47府県中39の地域において愛好の首位を占めている（表2）。権田は以上のような娯楽に於ける活動写真の急速な拡大を「革新的勢力」と呼び、以下のようにその勢いについて述べている。

活動写真と称する風雲児の出現し来るや、其の内容の直観的な所と、其の形式の安価にして時間を要せざる所とよりして、新らしき民衆の娯楽として甚恰好のものとなり、三大民衆娯楽中、其の始め最下位を占めたる観物業をして、十数年にして遙かに最上位を占めしむるに至ったのみならず、（中略）民衆娯楽の範囲を拡大せしめたのである。²¹⁾

活動写真が民衆娯楽として急速に広まるにつれ、見世物としての写し絵は特に都市部において急速に衰退していくこととなる。吉見俊哉によれば、日本の興行界の主役は明治40年を境に見世物から活動写真へと移行していき、この頃の見世物小屋は次々と活動写真館に変わっていったという²²⁾。他の娯楽とともに、写し絵は次世代の映像メディアである活動写真に完全に席を譲ることになったのである。

映像メディア上の「風雲児」の登場を受け、写し絵だけでなく、それまで教育メディアとして盛んに利用されてきた幻灯も衰退を余儀なくされた。同時に、新たに活動写真と教育の関係がクローズアップされていったであろうことは想像に難くない。「娯楽」として不動の地位を占めるに至った活動写真は、「教育」とどのような連関をもつこととなったのであろうか。以下、活動写真と

図5：「神田錦輝館活動大写真の図」



（出典：『風俗画報』132号、明治30年3月25日）

教育政策との関連をみていくこととする。

B. 活動写真と教育政策—規制から奨励へ—

活動写真と教育との問題がはじめにクローズアップされた事例としては、フランスのエクレール社が製作した映画劇『ジゴマ』が有名であろう。怪盗ジゴマが大暴れするこの映画は1911（明治44）年に浅草で公開されて以来、和製版『ジゴマ』が続々制作されるなど大変な人気を博するが、子どもたちへ教育上悪影響を及ぼすという理由で1912（大正元）年に警視庁が上映禁止の措置をとることとなった²³⁾。『ジゴマ』および和製版『ジゴマ』上映の取締にあたり、警視庁は以下のように犯罪と児童心理上の問題を指摘している。

活動写真の映画は昨年頃迄は多く仏国物のみなりしに近時漸く日本化せる者を上場するに至り、犯罪を誘発助成するの媒介たる虞あり、又児童心理上に及ぼす影響も少

表2：都会娯楽としての興行物的娯楽の種類及び其の愛好順位に於ける府県数

	1位	2位	3位	4位	5位	計
活動写真	39	5	1	—	—	45(22.6%)
芝居	5	23	10	2	1	41(20.6%)
浪花節	1	9	19	4	2	35(17.6%)
義太夫	—	4	9	10	3	26(13.1%)
講談	1	—	—	1	—	2(1.0%)
角力	—	—	—	2	1	3(1.5%)
落語	—	—	—	—	2	2(1.0%)
その他	1	6	7	18	13	45(22.6%)
計	47	47	47	37	22	199(100.0%)

権田保之助『民衆娯楽論』1921年（権田保之助著作集第2巻、文和書房、1974年、p.264.）より作成

なからざれば、(中略)断然新たな願出を禁止することにしたり。²⁴⁾

『ジゴマ』を始めとする活動写真が子どもに及ぼす影響については、警察の一方的な規制ではなく、活動写真が普及し始めた頃から新聞でも大きく取り上げられ、社会問題化してきていた。明治45年の「東京日々新聞」では、「活動写真と児童」と題した連載記事を10回にわたり掲載し、密閉した館内の喚起の悪さによる酸欠症状や不鮮明なフィルムの使用による児童の視覚的疲労、視神経の酷使による発熱、犯罪映画や恋愛映画の内容に児童が感化され模倣することの弊害などが指摘されている²⁵⁾。

このジゴマブーム以降、活動写真は、民衆の主要な娯楽として位置づくと同時に、視力の低下や頭痛を招くといった健康上の問題から、盛り場における公序良俗に反する雰囲気への批判まで、様々な視点から批判の矢面に立たされてゆく。特に、以下の批判に代表されるような、活動写真館の場がもつ「非教育的」雰囲気にに対して子どもへの悪影響を危惧する声が集中した。

活動写真館内の児童は映画そのものの影響を受ける外に活動写真館そのものの影響も受ける。(中略)電気の薄暗いのを利用して、男女互いにみだりがましき接近にいたり、甚だしいのは、殆むど抱擁せむばかりのものもあり、さては、女給に戯れる観客、乱雑なる観覧振り、不良少年の右往左往、弁士の野卑なる説明、薄暗いみだらな光景など児童に悪影響を及ぼさずにをかないものばかりである。²⁶⁾

以上のような活動写真の教育における否定的側面への注目には、犯罪・非行などの治安対策とも関わりながら、フィルムの規制へとつながってゆく。

大正元年のジゴマ映画の上映禁止措置に続き、1917(大正6)年に、帝国教育会は文部省に活動写真取締建議を提出し、同年8月には警視庁が活動写真取締規則を施行する。活動写真取締建議では、「教育的活動写真の興行及び之に必要なフィルムの製造を保護奨励すること」といった活動写真の積極的利用に関する条項もあるが、多くは「教育官庁と警察官庁との間の連絡を尚一層親密」にすること、「フィルムの検閲に関しては特に教育上の意見」を重視すること、「十六歳未満のものをして夜間は入場せしめざること」「児童生徒の父兄に注意を興ふる」ことなど、活動写真を積極的に教育に利用するよりは、規制をすることで子どもたちへの悪影響を防ぐ意図が強い²⁷⁾。急速に普及がすすむ「ニューメディア」

に慌てて対策を講じているという印象が拭えない。

「映画の年少者に及ぼす影響」と題し、映画研究会員の日高秀は、映画が社会に及ぼす影響としては「映画が見たいと云う欲望の衝動」によるものと、「映画を見てからの衝動」によるものに大別できるとし、それぞれの動機に基づいて窃盗・万引き・放火・忍術の模倣による事件などを取り上げているが、犯罪・事件と活動写真との関連については強引なこじつけも散見される²⁸⁾。たとえば、路上で14歳の少年がピストルで19歳の少女を脅迫した事件について「若しも加害者が此際金品を取る事が出来れば、必ず活動館で消費する事を想像するに難くない」とコメントしたり、良家の女学生が友人を誘い学校へも行かずに活動館へ通い、遂にはハワイに行くという遺書を残して家出したという事件について「映画による海外への憧れである」と述べたりするのは、著者の憶測の域を出ない。

しかし、ここで重要なのは、子どもへの悪影響の議論を通じて活動写真が不良・犯罪の温床として、警察の取締の対象へと焦点化し、教育者がこれらの理論的援護者としての役割を担っていたという事実である。

「映画に示唆せられ、不良・犯罪行為を行ふものさへ生ずるに至って、世の識者、教育者は愕然として眼をこの新しき事象に見開いたのである」²⁹⁾とあるように、活動写真の影響力の大きさは、識者・教育者に娯楽と教育の関係性を改めて問い直す契機を与えたといえるだろう。

一方で、活動写真を教育に積極的に利用していこうとする動きがなかったわけではない。むしろ、言説上では娯楽としての活動写真の教育利用は活発に議論されるようになっていく。例えば、1921(大正10)年に文部省社会教育研究会により創刊された雑誌『社会と教化』(大正13年より『社会教育』と名称変更、昭和19年廃刊)では、活動写真の工学的解説記事や教育現場への利用方法の検討が議論され、推薦映画の提示や説明者(弁士)講習会なども検討された。『社会と教化』の創刊以降、大正年間における活動写真関連記事を見ると、活動写真に関する記事は毎号のように掲載され、記事の内容も規制というよりは、活動写真の教育的利用について積極的に言及しているものが多い³⁰⁾。

山根幹人は同雑誌中において「活動写真によって、多くの少年が、犯罪を犯したとすれば、それ程活動写真なるものが、大きな力を持って居るということを認めなければならない。然らばこれを逆に使って、有益なるフィルムを見せたならば、少年青年は、その本質的に持つて居る大きな感化力によって、善導せられることは論を待たない。³¹⁾」と述べ、映画における描写の根拠や適切な

解説があれば、悪影響のあるとされるフィルムも人心善導のフィルムに転じさせることが可能であると主張している。このように、映像メディアのもつ影響力の大きさを認めたくて、教育上有用な活用方法を研究すれば、活動写真は強力な教育機能を発揮するという認識が、文部省をはじめとする教育関係者に徐々に浸透していくこととなった。

活動写真取締建議の直後に、文部省が活動写真の積極的利用へと動いた要因としては、文部官吏乗杉嘉寿の存在が大きかったと推測される。乗杉は通俗教育の主任官などを経て1919（大正8）年6月にできたばかりの普通学務局第四課の課長に配属されると、民衆娯楽の改善指導を社会教育に必要な施策として積極的に展開した。

乗杉は「趣味の問題は道徳問題」であり、「民衆娯楽の改善は即ち社会進歩の一大必要要件」との認識に立ち、優良なフィルムの「推薦映画」認定、弁士などフィルムの解説者の自覚修養、学校における趣味涵養などが必要であると提唱した³²⁾。また、活動写真に対する誤った認識を是正する目的から、活動写真展覧会を1921（大正10）年にお茶の水の東京博物館で開催した。同展覧会の入場者は3週間で12万7千人にのぼったという³³⁾。中田俊造によると同展覧会を契機に「世間の映画を見る眼は、これで一変した³⁴⁾というが、規制機運から始まった活動写真と教育との関係は、大正中期にかけて、再び積極利用へと傾いていったといえるだろう。

IV. 娯楽と教育をめぐる言説—権田保之助と橘高広の娯楽教育観を中心に—

活動写真はその登場以来、フィルムの規制と奨励など、教育言説において繰り返し語られるなかで、娯楽を教育のなかでどのように扱うかという論題を浮上させることとなった。ここでは、活動写真に代表されるような新しいメディアが民衆娯楽として普及・浸透する中で、あらためて生じてきた「娯楽」と「教育」の関係性をめぐる言説を検討する。

大正時代には、活動写真のみならず、文学・演劇を含め、民衆の生活を反映する新しい芸術のありかたとして「民衆芸術論」や「民衆文化主義」といった言葉が流行し、「文化」や「民衆娯楽」といった用語が使用され始める。権田保之助は、「民衆娯楽」という用語が流行していた状況を以下のように皮肉を込めて述べている。

此頃は出鱈目に「民衆娯楽」と云う言葉が流行する。「おい君、僕は一寸、民衆娯楽に行ってくるからね」とか、「昨夜は一寸、民衆娯楽ってなす法でね」とか云う会話が用いられるようになり、「民衆娯楽」と云う肩書

を持った寄席の雑誌が発行されたかと思うと、「民衆娯楽」という表題の雑誌が出るという勢である。³⁵⁾

権田は以上のような風潮のなかで（児童）教育と民衆娯楽問題を安易に結びつける教育論に反対し、「民衆娯楽の問題は単に児童教育の見地だけで片付けて仕舞うような小さな問題ではない。それは（中略）民衆の実生活そのものに関する重大問題なのである」³⁶⁾と述べ、民衆娯楽が民衆生活を作るのではなく民衆生活が民衆娯楽を作るのであること、民衆娯楽はできあがったものではなく常にできあがりつつあるものであり、自律的な発展にまかせるべきであることを力説する。

そもそも、権田にとって「民衆娯楽」とは、資本主義社会における機械工業が日本社会に浸透するなかで、労働者が機械の一部となり、労働そのものが無趣味で単調なものとなったことから生じたものであり、「慰安としての娯楽」は「新しき民衆の新しき要求」であった³⁷⁾。したがって、「民衆が民衆自身生み出したその儘の娯楽は粗野やもの不純なもの」であるという理由によってそれらを「陶冶純化」しようとするのは、「知識階級の論理」であり排斥すべきものであった。

斯くの如くにして其の純化ができあがるとすれば、それは知識階級の思考の方から云へば誠に結構なものに成り得よう、しかし乍ら其れと同時に、それは既に民衆娯楽でも何でも無くなって仕舞った時であることを忘れてはならぬのである。³⁸⁾

と主張する権田は、自身が文部省の社会教育調査委員を務めながらも、狭義の教育に縛られない民衆による娯楽を守ろうとする立場をとっていたといえる。

一方、映画通の新聞記者から警察庁検閲課に転じた経歴をもつ橘高広は、娯楽を民衆の思うがままにさせることは社会秩序の維持にとって危険であるとし、娯楽は国家による制御のもとでこそあるべきものであるとの意見を持っていた。橘は娯楽のもつ芸術的価値と警察が維持すべき社会的価値について以下のような見解を述べている。

警察官の行ふ社会的価値批判は、倫理的価値批判や、芸術的価値批判に対して、一步も譲る必要なく、国家存立の根本から言へば、倫理的芸術的価値批判は、社会的価値批判に従属すべきかも知れぬ。（中略）故に取締に従事する警察官は、不健全な娯楽に対する一種の防塞であり、番兵である。³⁹⁾

橘は芸術的価値と道徳的価値の問題については、常に対立的であるのではなく、基本的に「芸術は自由であるべき」であり、むしろ「道徳と芸術は無関係なものではない、その本領は違っているが、相親しむで行く可き性質のものである」と、両者の調和を説く。しかし、一方で「芸術も道徳的内容を具備することに依って芸術的である、即ち美は善を内容とすることに依って始めて美である、と云うのは美は善の奴隷となる訳である」⁴⁰⁾と述べ、最終的に道徳的価値の優位を譲らない。

こうした姿勢の背景には、民衆が娯楽に対して盲目的に魅了されてしまうことへの危惧がある。橘は民衆の娯楽に対する態度の危うさを理由に「民衆娯楽の取締の根本儀」を以下のように説明する。

民衆が娯楽に対する時の態度は、本能の発動した時であって、無批判の裡に、美しいならば、甘いならば、快感を与えるならば、之を不識不知の間に呼吸して仕舞ふ、(中略) 無批判の呼吸は、同化作用が完了したものと見られ、伝播されたものに依っては危険此上もなく、(中略) 有機的に享樂者を動かす。⁴¹⁾

橘は以上のような理由から、娯楽の取締はやむを得ないものと考える一方で、「予防警察の精神を徹底する上から演劇も勸善的であって欲しいので、場合に依っては推賞する」⁴²⁾とも述べ、取締上有益と考えられる限りにおいて、教化的内容を含む娯楽を望ましいと考えていた。橘にとっては、飽くまで社会秩序の維持が至上目的であり、その「社会的価値」と符合する範囲において、娯楽は位置づけられるべきであること、また、「社会的価値」を補完する役割を果たすものとして、娯楽の教育的側面を評価していたといえる。

以上のように、前述した雑誌『社会と教化』におけるような、活動写真などの娯楽メディアを教育に積極的に利用していこうとする乗杉嘉寿を中心とする文部省の立場、民衆の生活と自律性を重んじる権田保之助の立場、社会秩序と国家的価値を重視し検閲もやむを得ぬとする橘高広に代表される警察庁の立場など、大正期には娯楽と教育をめぐるさまざまな言説が拮抗していた。新聞記者などのメスメディア関係者、現場の教師や子どもをもつ親の娯楽観など、とりあげるべき言説は他にも様々あり、ここで各論を詳しく検討していくことはできないが、娯楽と教育をめぐる言説が蓄積されるなかで、「娯楽」「教育」に関する概念(理念)が精緻化されていったことは注目されてよい。大正期にさまざまな娯楽論(教育論)が生起した背景に、活動写真という新しいメディアの登場があったことは言うまでもないが、人々が

新しいメディアと出会い、そのメディアとの関わりかたを探る過程で諸概念を規定していくという意味で、活動写真は教育的メッセージの伝達メディアであるだけでなく、教育概念の醸成メディアとしても機能したといえるだろう。

V. おわりに

以上、明治・大正期の映像メディアの系譜をたどるなかで、映像メディアをめぐる娯楽と教育の関係について本稿では以下について検討してきた。まず1点目に、明治初期には、写し絵→幻灯というゆるやかなメディアの推移がみられるものの、両者は内容的に棲み分けをしつつ、明治中後期まで「娯楽の写し絵」「教育の幻灯」という大きく二つの流れが並行して存在していたこと。2点目に、写し絵がもつばら見世物として鑑賞されるものだったのに対し、教育幻灯は、識字率の低い人々も含めて、地域社会の連帯感を深める共同体メディアとして機能したこと。3点目に、活動写真における教育への注目には、犯罪・非行などの治安対策とも関わりながら、フィルムの規制から、大正中期にかけて、再び積極利用へと傾いていったこと。4点目に、大正期には娯楽と教育をめぐるさまざまな言説が拮抗し、活動写真は教育的メッセージの伝達メディアであるだけでなく、教育概念の醸成メディアとしても機能したこと。

本論での考察は、メディアを縦糸として「娯楽」と「教育」が織りなす模様を巨視的に把握する試みだったといえる。しかし、以上にみてきたように、写し絵・幻灯・活動写真という映像メディアは、「娯楽を享受する民衆」と「娯楽を教育に利用する教育関係者」という二分的な媒介作用ではなく、また「娯楽」的要素や「教育」的要素だけで成り立つ媒介構造でもなく、いわば複層的な機能と構造が錯綜する「媒介的複合体(media complex)」であり、「娯楽」「教育」の区分自体の問い直しを迫るものであるといえる。

今回は映像メディアを「教育」「娯楽」の緊張関係からその社会的機能を読み解くことを試み、そこから両者におさまりきらないが両者に重要な影響を与えもする、共同体連帯や概念醸成といったメディアの複層的な側面について抽出してきたが、こうした機能を改めて「教育」「娯楽」に逆照射することが、今後のく教育メディア>研究として求められるといえるだろう。

なお本論では、「光と影によって映像を映し出す装置＝く映像メディア>」というメディアの系譜に即した「教育」と「娯楽」の関係性の考察に焦点を当てたため、対象とする時期や領域が広く、また、紙芝居・パノラマ・写真といった近接したメディアの存在を捨象してしまっ

ているなど、課題も多い。また、メディアと教育の関係性を規定する鍵となる人物たちの検討も不十分であり、今後も継続して史料にあたっていきたいと考えてる。

注

- 1) 錦絵や双六を教育メディア的視点から論じたものとして、たとえば以下のものがある。古屋貴子「明治初期の視覚教育メディアに関する考察—教育史における文部省発行教育用絵図の位置づけをめぐって—」『生涯学習・社会教育研究』（第31号、2006年、pp.73-82）、同「遊びと学びのメディア史—明治期の教育双六における「上がり」の思想を中心に—」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第2号、2008年などがある。
- 2) たとえば倉田喜弘『明治大正の民衆娯楽』岩波新書、1980年、および、石川弘義編著『娯楽の戦前史』東書選書、1981年など。
- 3) 『守貞謄稿』第五卷、朝倉治彦・柏川修一編、東京堂出版、1992年、pp.102-103.
- 4) 岩本憲児『幻燈の世紀 映画前夜の視覚文化史』森話社、2002年、pp.88-95.
- 5) 小林源次郎『写し絵』中央大学出版部、1978年、および、山本慶一『江戸の影絵遊び』草思社、1988年参照。
- 6) 石井研堂『明治事物起源』増訂版、春陽堂、1926年.
- 7) 手島工業教育資金団『手島精一先生傳』1929年、p.26.
- 8) 石井研堂、*op.cit.*, pp.247-249.
- 9) 学校用掛図と教育幻灯の比較および影響関係については、古屋貴子「明治前期の道德教育メディアにみる学校と社会—教育錦絵・学校用修身教材・教育幻灯の比較分析—」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第1号、2007年、pp.135-156.を参照。
- 10) 教育品製造会社『幻燈使用法』1889年.
- 11) *Ibid.*, p.1.
- 12) 義務教育の補完としての通俗教育概念の成立過程については、松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004年に詳しい。
- 13) 『富山県学事通報』（1887年）15号、p.22.
- 14) *Ibid.*, 16号、p.10.
- 15) *Ibid.*, 6号、pp.10-11.
- 16) 松田、*op.cit.*, pp.118-119.
- 17) 『東京府教育会雑誌』第65号、1895年2月28日、pp.46-47.
- 18) *Ibid.*, 第66号、1895年3月28日、p.49.
- 19) 同年11月19日付の「神戸又新日報」では「ニーテスコップ（電気作用寫眞活動機械）之儀今般小松宮殿

下御來港二際シ御照覧ニ奉供候」という記事になった。

- 20) 権田保之助『民衆娯楽問題』1921年（権田保之助著作集第1巻、文和書房、1974年、p.26.）
- 21) *Ibid.*, p.30.
- 22) 吉見俊哉『都市のドラマトゥルギー 東京・盛り場の社会史』弘文堂、1987年、p.206.
- 23) ジゴマ映画の流行と上映禁止処分の経緯については、永嶺重敏『怪盗ジゴマと活動写真の時代』新潮社、2006年を参照。
- 24) 「時事新報」1912（大正元）年、10月10日.
- 25) 「東京日々新聞」1912（明治45）年、2月6日～20日.
- 26) 海野幸徳『学校と活動写真』内外出版株式会社、1924年、p.17.
- 27) 文部省社会教育局、*op.cit.*, pp.13-14.
- 28) 日高秀「映画の年少者に及ぼす影響」『社会教育』3巻9号、1926（大正15）年、pp.89-97.
- 29) 文部省社会教育局『本邦映画教育の発達』1938年、pp.10-11.
- 30) 雑誌『社会と教化』（後に『社会教育』）の創刊以来、大正年間における活動写真に関する記事については、論外末尾の一覧（表3）を参照。
- 31) 山根幹人「教育と活動写真」『社会と教化』1巻5号、1921年5月、p.78.
- 32) 乗杉嘉寿「民衆娯楽の改良と誘導」『社会と教化』1巻3号、1921年3月、p.12-14.
- 33) 全日本社会教育連合会『社会教育論者の群像』1983年、p.114.
- 34) 中田俊造「乗杉嘉寿氏を憶う」視聴覚教育時報、1968年4月号.
- 35) 権田保之助「民衆娯楽の基調」1922年（『余暇・娯楽研究基礎文献集』第1巻、大空社、1989年、p.156.）
- 36) *Ibid.*, p.37.
- 37) *Ibid.*, pp.14-15.
- 38) *Ibid.*, pp.64.
- 39) 橘高広『民衆娯楽の研究』警眼社、1920年、p.6.
- 40) *Ibid.*, pp.14-15.
- 41) *Ibid.*, p.20.
- 42) *Ibid.*, p.18.

表3 雑誌『社会と教化』『社会教育』における活動写真関連記事一覧

『社会と教化』

掲載タイトル	執筆者	巻号	発行年月日
活動写真雑話	保篠龍緒	1巻1号	大正10(1921) 1.1
活動写真と農業教育	—	1巻1号	大正10(1921) 1.1
活動写真映画の推薦	—	1巻2号	大正10(1921) 2.1
文部省推薦映画	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
活動写真の説明者講習會	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
活動写真の時代	—	1巻3号	大正10(1921) 3.1
フィルム使用の学校教育	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
活動写真の時代	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
活動写真辨士講習會の實況	—	1巻4号	大正10(1921) 4.1
教育と活動写真	—	1巻5号	大正10(1921) 5.1
学校と活動写真	—	1巻6号	大正10(1921) 6.1
教育活動写真と線畫の應用	—	1巻7号	大正10(1921) 7.1
視覚光線の新發見	—	1巻8号	大正10(1921) 8.1
活動写真説明者協會	—	1巻8号	大正10(1921) 8.1
活動写真展覽會のぞ記	森川生	2巻1号	大正11(1922) 1.1
民衆娛樂としての活動写真	乗杉嘉壽	2巻2号	大正11(1922) 2.1
活動写真は果して兒童の教育を妨げるか?	田口櫻村	2巻3号	大正11(1922) 3.1
民衆娛樂殊に活動写真に就て	權田保之助	2巻3号	大正11(1922) 3.1
教化活動写真の危機	山根幹人	2巻12号	大正11(1922) 12.1
趣味の教育と娛樂の教養	乗杉嘉壽	3巻6号	大正12(1923) 6.1
我國に於ける民衆娛樂大觀	乗杉嘉壽	3巻6号	大正12(1923) 6.1
学校と映畫及び教會映畫について	—	3巻6号	大正12(1923) 6.1
推薦映畫解説	—	3巻7号	大正12(1923) 7.1

『社会教育』

掲載タイトル	執筆者	巻号	発行年月日
民衆教化機關としての活動写真と辨士の養成	勝亦太平	1巻1号	大正13(1924) 1.26
文部省推薦映畫解説	—	1巻1号	大正13(1924) 1.26
教育上に於ける活動写真フィルムの利用	社會教育調査室	1巻8号	大正13(1924) 11.10
活動写真による悪感化	—	1巻8号	大正13(1924) 11.10
映畫觀衆の心理状態	仲木貞一	2巻4号	大正14(1925) 4.1
映畫觀衆の心理状態	仲木貞一	2巻5号	大正14(1925) 5.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻6号	大正14(1925) 6.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻7号	大正14(1925) 7.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本梗概要約	文部省	2巻7号	大正14(1925) 7.1
教育活動写真に就て	中島仁	2巻8号	大正14(1925) 8.1
幼年及少年向映畫	文部省社會教育課調査	2巻9号	大正14(1925) 9.1
文部省推薦活動写真映畫	松平覺義	2巻10号	大正14(1925) 10.1
文部省推薦映畫	松平覺義	2巻11号	大正14(1925) 11.1
映畫の正しい觀方	松平覺義	3巻1号	大正15(1926) 1.1

文部省推薦映畫	松平覺義	3卷1号	大正15 (1926) 1.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷2号	大正15 (1926) 2.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
社会教化と活動寫眞	小路玉一	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
文部省推薦映畫	松平覺義	3卷3号	大正15 (1926) 3.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷4号	大正15 (1926) 4.1
社会教化と活動寫眞	小路玉一	3卷4号	大正15 (1926) 4.1
活動寫眞と青年	青木誠四郎	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
文部省推薦映畫	—	3卷5号	大正15 (1926) 5.1
映畫の正しい観方	松平覺義	3卷6号	大正15 (1926) 6.1
文部省推薦映畫	—	3卷6号	大正15 (1926) 6.1
文部省推薦映畫	—	3卷7号	大正15 (1926) 7.1
映畫の年少者に及ぼす影響	日高秀	3卷8号	大正15 (1926) 8.1
映畫の年少者に及ぼす影響	日高秀	3卷9号	大正15 (1926) 9.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本	—	3卷9号	大正15 (1926) 9.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷10号	大正15 (1926) 10.1
文部省懸賞募集映畫劇脚本	—	3卷10号	大正15 (1926) 10.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷11号	大正15 (1926) 11.1
文部省推薦映畫	—	3卷11号	大正15 (1926) 11.1
観衆を通して観たる映畫	松平覺義	3卷12号	大正15 (1926) 12.1